

議案第72号

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜駅前駐車場		
新居浜駅南駐車場	神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号 アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 中丸幸夫	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
新居浜駅南口広場駐車場		
新居浜駅前駐輪場		
新居浜駅南口広場駐輪場		

提案理由

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （省 略）

2 （省 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （省 略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （省 略）